

違憲の「共謀罪・秘密保護法・安保関連法」は廃止を

九条改憲を本命に

安倍首相は五月三日、改憲派の集会に送ったビデオメッセージで「九条の一項、二項をそのまま残し、その上で自衛隊の記述を書き加え」「二〇二〇年を新しい憲法が施行される年にしたい」と表明した。

さらに首相は、六月二十四日に、今秋開かれる臨時国会の衆参憲法審査会に自民党案を提出すると明言した。日本維新の会は、七月から九条改憲で党内論議を開始し、公明党も安倍首相の「加憲」論を評価し、自民案が出てくれば議論に応じる姿勢ともいわれる。衆参で改憲発議に必要な三分の二議席を改憲勢力（自・公・維各党）が占める現在の議会状況のもと、解散・総選挙の前に改憲発議が強行される可能性が指摘され、自民党憲法改正推進本部長の保岡氏は「早ければ六月頃の発議を目指したい」（読売新聞、六月二十三日付）と、改憲の発議時期を明言している。改憲をめぐる首相や自民党の前のめり姿勢が際立っている。

自民党の改憲項目の検討事項には「九条」のほかに「高等教育無償化」「緊急事態条項創設」などが挙げられているが、公明党が主張してきた九条加憲論、維新の主張する教育無償化にも触れていることで「公明党と維新を引きつけるのが狙い」（自民党憲法改正推進本部所属議員）という指摘があるほか、「国民投票で『九条』一本とならないように、（国民向けに）『毒薬』と『飴』を同時に飲ませようとしている」（渡辺治一橋大学名誉教授）との指摘もある。いずれにしても、首相・自民党の本命はあくまで「九条」とみるべきである。

三項加憲は護憲勢力の分断が狙い

改憲右翼団体・日本会議の政策委員を務める日本政策研究センター代表の伊藤哲夫氏は、三項加憲で自衛隊明記の提案の戦術的狙いについて次のように語っている。

「護憲派にこちら側から揺さぶりをかけ、彼らに昨年のような（二〇一五年の安保関連法反対の運動）大々的な『統一戦線』を容易には形成させないための積極戦略でもある」という（『明日への選択』二〇一六年）。

立憲主義擁護で一致している野党共闘や市民運動に対し、「自衛隊加憲」を打ち出すことで、自衛隊を合憲とみる人々はこれを拒否できず、自衛隊を違憲とみる人々との分断を図ることができるという思惑である。

また、二〇二〇年施行という具体的な改憲日程を示したことについては、「天皇退位・代替わり、オリンピックなどの国家的イベントが同時に進められることで、国民の意識から憲法問題を遠ざけ、改憲を利することを懸念する」（あいち九条の会、六月八日世話人会報告から）というように、天皇やオリンピックを利用する動きにも警戒が必要である。

首相・自民党など改憲勢力を後押しするように、財界も日本経団連や経済同友会が、各組織で改憲案をまとめることを表明する動きもある。

安倍政権下の九条改憲に反対……野党四党が合意

こうした動きに対し、民進・共産・社民・自由の野党四党は、六月八日に党首会談を行い「安倍政権の下での憲法九条の改憲に反対する」ことで合意した。一昨年来の安保関連法廃止の野党共同が継続していることを示している。世論も、五月三日に各社が行った世論調査で、日本が戦後、海外で武力行使しなかった理由について、戦争放棄や戦力の不保持を定めた「憲法九条があったから」は七五％にのぼっている（共同通信社）。「毎日新聞」では、自衛隊の存在を明記するという安倍首相の憲法改正案についても「反対」三一％（「賛成」二八％）であり、二〇二〇年施行の改憲スケジュールについても「急ぐ必要はない」は五九％にのぼっている（「急ぐべき」二六％）。

あいち九条の会は、「自衛隊については、自衛隊を違憲とする人も専守防衛をよしとする人も、自衛隊が武器を持つて海外に出ること、九条を逸脱し海外で戦争をする自衛隊は認められないということでは一致できます」「なににより、改憲の発議をさせないこと、国民投票に持ち込めば改憲勢力が負けるという状況をつくり出すこと」が重要と指摘している。

共謀罪強行可決……憲法踏みこむ暴挙

通常国会終盤の六月十五日、参議院本会議で「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ「組織犯罪処罰法改正案」が自公維各党の賛成で可決・成立した。この法案は、「話し合っただけ」「合意しただけ」でも処罰することが盛り込まれており、「犯罪は行為であり、思想や言論は処罰しない」という近代刑法の根本原則を覆し、例えば環境保護団体でも「隠れ蓑」と見なされれば捜査・処罰の対象となることなどが国会審議でも問題になっていた。捜査当局の市民監視はメールやラインなどSNS全体にも及ぶ可能性が大きい。しかも組織的犯罪集団の定義は明確でなく、法相は「組織的犯罪集団の構成員でない」と、犯罪が成立しないわけではない」とも語った。捜査対象は当局の恣意的判断でいくらでも拡大する。

このような「共謀罪」は、モノ言えぬ国民総監視社会をつくる、現代版の治安維持法であり、憲法が保障する「思想・信条の自由」「表現の自由」「通信の秘密保護」「信教の自由」を侵害する違憲性は明らかである。

これまで安倍総理は特定秘密保護法で国民の知る権利を制限し、安保法制で立憲主義を踏みじり、今回の共謀罪法で内心の自由を侵害するなど国民の基本的な権利を「数の力」で一蹴する手法で脅かしてきた。そして次の狙いが憲法九条であることを明らかにしている。

主権者・国民が、このような暴走政治にNOの意思表示をすることが重要となっている。

「あいち医師・歯科医師九条の会」は愛知県保険医協会と共催で、「憲法をつどい」を八月二十六日に東京新聞論説委員の桐山桂一氏を迎えて開催する（裏面囲み参照）。是非ともご参加いただきたい。

首相・与党が2020年までの改憲を明言 「秋にも自民案提出」「来年6月発議」と前のめり

「民主主義は多数決」ではない

医師九条の会がつどい

「あいち医師・歯科医師九条の会」と愛知県保険医協会は、第二十三回の憲法のつどいを三月四日（土）午後、中区の名古屋クラウンホテルで開き、医師や市民ら三十一人が参加した。「どうなる憲法、どうする憲法」二〇一七年の情勢と私たちの課題」をテーマに、北川善英氏（横浜国立大学名誉教授・愛知淑徳大学講師）を迎えた。フランス憲法研究や法教育論が専門の北川氏は、民主主義・立憲主義の再定義と両者の関係を主題として講演した。

「民主主義」をめぐって、「選挙」代表「多数決」などと固定的・形式的な制度として市民の意思が回収されることは、多数派が何でもできるかのような状況を作り出し、多数決原理による「分断」や市民の多様な意思を反映させることを妨げることにつながると述べ、欧米や日本で「ポピュリズム」の台頭やナショナリズム、排外主義を招いているとした。

具体的な例として、中学校教育の現状について触れ、『中学校学習指導要領解説』では「民主主義の本質は個人の尊厳に基づく人権尊重」と触れられているのに、実際の教科書では「みんなで話し合い、決定するというやり方が民主主義です」（『新しい社会 公民』）と表記されていることを紹介し、民主主義をもつばら決定方式という形式（手段）で定義することは、形式（手段）の自己目的化、民主主義による専制の危険性があり、民主主義の多様性を閉ざしかねないと述べた。

一方で、福島原発事故や特定秘密保護法・安保法制・待機児童問題・失業問題などを背景に、生命など根源的課題を掲げ、個人の立場から意思表示する新たな市民が登場し（SEALDs、ママの会、保育園落ちた 日本死ぬ など）、多様なあり方への志向も始まっているとした。そのことは、近代市民革命の歴史からも、フランス人権宣言（一七八九年）の出发点は「社会・国家」ではなく「個人」（生まれながらに自由・平等という考え方）であり、国家の目的は個人の自然権の保全と規定されてきたことを紹介した。



最後に、北川氏は民主主義と立憲主義とは、「個人の尊厳を核心とする市民の権利・自由の保障」を目的（内容）とする点で共通だが、制度的形式として普通平等選挙、議会制民主主義、地方自治などを手段とし、国家権力の組織・運用に対する市民の参加・関与を保障するという民主主義と、憲法の最高法規性、硬性憲法、権力分立、違憲審査制

を制度的形式とし、国家権力を外から制限・拘束するという立憲主義とは違いがある。

北川氏はこれを自動車の例で述べ、アクセル（民主主義）は自動車（国家）を動かす（前進）、ブレーキ（立憲主義）は暴走を制御する。ドライバー（主権主体としての国民／人権主体としての個人）によるアクセルとブレーキの操作が、自動車（国家）の運転を左右するとした。そして、民主主義と立憲主義の相互連関と緊張関係を、共通の目的（内容）のよりよい保障・実現のために発展させてゆくことが必要だと結んだ。

共謀罪を含む「組織犯罪処罰法改正案」の強行可決・成立に抗議する

六月十五日早朝の参議院本会議で「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ「組織犯罪処罰法改正案」が自公維各党の賛成で可決・成立したことに、当協会として強く抗議する。

この法案は、「話し合っただけ」「合意しただけ」でも処罰することが盛り込まれており、「犯罪は行為であり、思想や言論は処罰しない」という近代刑法の根本原則を覆し、メールやラインなどSNS全体が監視対象になることや、例えば環境保護団体でも「隠れ蓑」と見なされれば捜査・処罰の対象となるなどが国会審議でも問題になっていた。このような「共謀罪」は、モノ言えぬ国民総監視社会をつくる、現代版の治安維持法であり、憲法が保障する「思想・信条の自由」「表現の自由」「通信の秘密保護」「宗教の自由」を侵害する違憲性は明らかである。

また、対象犯罪として、向精神薬取締法、臓器移植法、感染症予防法、医薬品医療機器等法など、医療関係者にも大いに関わる内容が含まれており、捜査機関の捜査、逮捕勾留等により医療現場が萎縮することが強く懸念される。

政府は本法案の必要性を「テロ対策」や「国際組織犯罪防止条約」締結のためとしたが、国連の人権理事会が任命した特別報告者の書簡に耳を貸さず抗議したことは、この法案の必要性は口実にすぎなかったことを示している。

本法案所管の法務委員会の徹底審議がまだまだ必要で、採決にも至っていないところを「中間報告」で処理したのは、「言論の府」「再考の府」としての参議院の自殺行為であり、「究極の強行採決」といべきものである。

愛知県の医師・歯科医師約九千人で構成する当協会は、市民社会の活動を阻害し、医療現場を萎縮させる「共謀罪」法案の強行可決・成立に強く抗議する。

愛知県保険医協会 理事長 荻野高敏
二〇一七年六月十五日



講演会ご案内

「愛知県保険医協会」「あいち医師・歯科医師九条の会」共催 「憲法のつどい」

★とき 8月26日(土)午後3時～5時

★ところ 愛知県保険医協会伏見会議室
(名古屋市中区錦1丁目 13-26、
名古屋伏見スクエアビル9階)

★テーマ どうなる憲法、どうする憲法
～改憲の試練の中で

★講師 桐山桂一氏
(東京新聞・中日新聞 論説委員)

2020年までの改憲施行を公言し、今秋の国会に自民党案を提出など安倍政権・与党の動きが急です。憲法・平和への決意に溢れる連続社説など、「憲法守ろう」の世論を後押しする主張を発信している中日新聞の社説執筆陣の桐山氏を迎え、改憲をめぐる情勢について、ジャーナリズムから見た視点で、社の編集方針にも触れながら、ご講演いただきます。

★参加費 医師・歯科医師 1000円、一般市民 500円

「あいち医師・歯科医師九条の会」ニュースバックナンバーや、ホームページに掲載していますので、ご覧下さい。
<https://aichi-hkn.jp/>